

平成二十二年四月十九日付け広島高速道路公社公告（広島高速道路の料金及び料金の徴収期間の変更）三三イ 及び三四イ に基づき、次のとおり国土交通大臣に届出をしたので、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十五条第一項の規定によって公告する。

平成二十二年四月十九日

広島高速道路公社理事長 高 山 茂

一 広島高速一般向けマイレージ割引の弾力的な割引

平成二十二年四月十九日付け広島高速道路公社公告（広島高速道路の料金及び料金の徴収期間の変更）三三イ に定める表の基本ポイントの欄中「一ポイント」を「六ポイント」に変更する。

二 広島高速コーポレートカード割引の弾力的な割引

平成二十二年四月十九日付け広島高速道路公社公告（広島高速道路の料金及び料金の徴収期間の変更）三四イ に定める表の割引率の欄中「四％」を「九％」に、「七％」を「二％」に、「二％」を「七％」に、「一八％」を「三％」に変更する。

三 実施する期間

1 この公告中一については、平成二十二年四月二十六日から平成二十三年三月三十一日までとする。

2 この公告中二については、平成二十二年五月一日から平成二十三年三月三十一日までとする。